

# 特別養護老人ホーム 整備事業者の公募について（補足）

## 1 公募の概要

### （1）公募の趣旨

- 本市では、介護保険事業計画に基づき、第9期介護保険事業計画期間中に特別養護老人ホームを整備する事業者の公募を行います。
- 応募については関係法令等を十分に理解の上、ご応募ください。
- 応募書類の提出をもって、この書類及び令和6年度天理市特別養護老人ホーム整備事業者募集要項に同意したものとみなします。

### （2）募集数

- 特別養護老人ホーム 1事業所 定員75名以内  
（※居室形態はユニット型個室に限る。）  
（※ユニット型併設ショート定員は「定員75名以内」に含みません。）

### （3）選定方法

- 公募型プロポーザル方式

## 2 応募書類の提出締切、受付

### （1）応募書類の提出

令和6年5月2日（木）16時まで

### （2）その他の審査書類の提出

令和6年5月8日（水）16時まで

※ ただし、いずれも受付は土曜、日曜、祝日を除く、9時から16時まで

## 3 提出場所及び方法

### （1）提出場所

天理市役所 介護福祉課 給付係 （※必ず事前連絡の上、直接持参してください）

### （2）天理市における審査書類の提出方法

- 提出部数は、A4判でファイリングしたものを15部（正本1部、副本14部）。
- なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。
- 提出書類は、仕切紙やインデックスを活用して、様式を区分してご提出ください。
- 提出書類のうち、図面はA2版又はA3版とし、A4サイズに折り込んでファイリングしてください。

○ 提出書類は、印刷物等を除き、ワード又はエクセルにより作成してください。また、プリントアウトする際は、片面印刷としてください（両面印刷はしないでください）。

○ 提出書類は、紙に併せて電子データ（ワード又はエクセル）を格納したCD又はUSBメモリー等を提出してください。なお、提出媒体には法人名を明記し、提出前にウイルススキャンを行ってください（提出後の書類及びCDは、いかなる場合においても返却いたしません。USBメモリーは後日返却いたします）。

《正本について》

- 賃貸借契約書等については、代表者名で次のような原本証明を付した写しを提出してください。
- 原本証明に押印する代表者印は、印鑑証明の印影と同じものを使用してください。

（代表者名による原本証明の見本）

この写は原本と相違ありません。  
令和 年 月 日  
法人名 ○ ○ ○ ○  
代表者職氏名 ○ ○ 代表者印

(3) 奈良県への上申書類の提出方法

- 提出部数は、A4判でファイリングしたものを3部（正本1部、副本2部）。なお、副本は正本をそのままコピーしたもので構いません（原本証明は不要）。
- その他については、（2）と同様です。

（注意点）

- ① 必要に応じ、追加資料を求め又はヒアリングを実施する場合があります。
- ② 応募に係る費用は、結果の如何にかかわらず、すべて応募者の負担とします。
- ③ 提出書類は、いかなる理由があっても返却しません。
- ④ 応募を取り下げる場合は、必ず取下書（様式任意）を提出してください。
- ⑤ 提出書類に不備・不足があった場合や、応募にあたり不正行為があった場合は審査の対象外となる場合があります。
- ⑥ 応募書類の提出期限後の修正には応じられませんので、十分に確認の上提出してください。

## 4 留意事項

### (1) 土地・建物について

- 土地・建物については、事業実施に支障がないか等を事前に関係機関等と調整を図っておくこと。

#### 【土地・建物を購入により取得する場合】

応募の段階では所有権を有していなくても、所有権の取得が確実であると確認できればよい。その場合は条件付契約書（※）等を添付。

#### 【土地・建物を賃借する場合】

応募の段階では賃借が開始されていないなくても、賃借が確実であると確認できればよい。その場合は条件付契約書（※）等を添付。

(※)公募で選定されなかった場合、契約が無効であること等を明記したものなど。

### (2) 関係法令の遵守について

- 介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法及びその他関係法令を遵守していることが前提ですので、法令等の規制がある場合は、関係機関と十分に協議を行ってください。

### (3) 地域住民等への説明について

- 事業運営のために地域住民等との連携が必要であるが、建物を新築・増改築等する場合は工事を行うことについても事前に了承を得られるようにしておくこと。
- 開設予定地の地域住民（自治会や町内会など）については、建物と事業内容等についての説明を行い、その説明経過等を提出すること。
- 隣接地権者については、説明経過と了承の有無を記載した書類を提出すること。  
なお、隣接地権者の範囲は、道路や水路などを隔てた地権者も含むこと

※地域住民等への説明は、承諾書を形式的に求めるものではなく、事業所建設や事業が円滑に進められるように、そのことを地域住民等が十分に理解し協力を得られる状態であることが重要である。

※今回の応募に際して地域への説明を行う場合は、「天理市の事業者公募に応募し、選定されることが条件であるため、事業化されない場合がある」旨を資料に記載するなど、誤解のないように十分注意して行ってください。

- (4) 市の審査を通過した場合でも、必ずしも奈良県において特別養護老人ホーム整備事業者の指定申請が認められるものではありません。その場合、市はいかなる責任も負いませんので、あらかじめご了承ください。

## 5 辞退について

(選定前までの辞退について)

- 書類の提出期限後、事業予定者の選定前までに、やむを得ない事由等で辞退する場合は、辞退理由を明記の上、法人名・代表者名の署名、代表者印の押印のある辞退届を提出すること（任意様式）。

(選定後の辞退について)

- 事業予定者として選定された後に辞退することは、本市の行政計画全体に大きな支障を来たすことになる。その影響を十分に認識した上で、確実に事業が実施できる見込みをもって応募すること。
- 事業予定者として選定後に辞退した事業者又は令和8年3月31日までに特別養護老人ホームの事業指定を受けることができなかった事業者は、今後の整備計画の推進にあたり、事業者指定の対象から除外するなど不利益を科す場合がある。
- 事業予定者名は選定後に公表するため、その後辞退する場合は、法人名・代表者名・辞退理由等を公表するとともに、必要に応じて委員会等へ説明を行っていただきます。